

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所人員基準等の臨時的な取扱い<第6報>

◆問1 通所系サービス事業所(通所介護、地域密着型デイ、認知症デイに限る)が都道府県、保健所を設置する市または特別区(都道府県等)から休業要請を受けた場合、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か

(答)通所系サービス事業所が休業要請を受けて、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話で確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については1日2回まで、相応の介護報酬を算定可能。

具体的な算定方法は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(2020年2月24日付事務連絡)別紙1を参考。対応にあたっては、職員が自宅等から電話を行う等、柔軟に検討されたい。その際は、電話で確認した事項について記録を残しておく

◆問2 問1の取扱いについて、通所系サービス事業所が都道府県等から休業要請を受けていない場合も、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か

(答)あらかじめケアプランに位置付けた利用日については1日1回まで、相応の介護報酬を算定可能。具体的な算定方法等は問1の取扱いと同様

◆問3 訪問介護の所要時間で、20分以上45分未満の生活援助について、外出自粛要請等の影

響により、例えば週末前の買い物において混雑により時間を要し、実際の生活援助の時間が45分を大きく超えた場合、45分以上の単位数の算定は可能か

(答)外出自粛要請等の影響により、生活援助の内容に時間を要して45分を大きく超えた場合、45分以上の単位数を算定する旨を利用者に説明し、請求前に同意が得られ(同意は、訪問介護事業者が直接取得することも、ケアマネ経由で取得することも可)、かつケアマネが必要と認めるときには可能。この場合、訪問介護計画・居宅サービス計画は、保険者からの求めに応じて必要な変更を行う

◆問4 サービス担当者会議の取扱いは「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」の問9で、「感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能」とされているが、サービス担当者会議を開催する地域で感染者が発生していない場合でも同様の取扱いが可能か

(答)可能

◆問5 (地域密着型)特定施設入居者生活介護における退院・退所時連携加算について、どのような取扱いが可能か。面談以外も可能とするのは、「やむを得ない理由がある場合」に限るのが

(答)これまでも退院・退所時の医療提供施設と特定施設との連携は、面談によるほか、文書(フ

ァクスも含む)または電子メールにより利用者に関する必要な状況の提供を受けることが可能。感染拡大防止の観点からも引き続き適切に対応いただきたい

◆問6 認知症介護実践者等養成事業実施で規定される(介護予防)認知症デイ管理者、(介護予防)小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能の代表者・管理者・ケアマネ、(介護予防)認知症グループホームの代表者・管理者・計画作成担当者が修了を義務づけられている各種研修開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として延期措置を行ってもよいか。この場合、受講できなかったことで、人員基準違反・欠如減算としない取り扱いとして差し支えないか

(答)貴見のとおり。原則として、延期後の直近に開催される研修を受講する必要がある。

また、新たに指定を受け開設する事業所は、利用者に対して適切なサービスが提供されると指定権者の市町村が認めた場合に限られる
※「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」問7は削除

◆問7 地域医療介護総合確保基金で対象となる、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業「介護施設等の消毒・洗浄経費支援」について、外部の事業者へ消毒業務を委託して実施する場合に必要な費用は支援対象となるのか

(答)介護施設等の消毒・洗浄経費支援は、感染が疑われる者が発生した場合、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄に必要な費用について補助するものであり、介護施設等の消毒業務を外部に委託して実施する場合の費用も補助対象として差し支えない